

令和4年第5回守山市農業委員会総会議事録

第5回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟3階大会議室において招集する。

令和4年5月10日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第20号～議第24号

議第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第21号※ 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第22号※ 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について

※一括議案とする

議第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 22 号～報告第 26 号

報告第 22 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

報告第 23 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 24 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

報告第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 26 号 農地変更届出について

2 出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|---------|----------|-----------|
| 1 北野 豊弘 | 2 川島 忠文 | 3 林 茂一 |
| 4 石田 達男 | 5 木村 伊太郎 | 6 寺田 久重 |
| 7 林 善治 | 8 下村 耕 | 10 山本 麻紀代 |

1 1 園田 耕三 1 2 寺田 英子 1 3 秋山 新治

3 欠席委員は、1名です。

9番 戸田 守晃委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 上畠 敏宏

書 記 主幹 西村 拓也

書 記 指導員 井上 俊明

農政課 課長 西村 和修

農政課 主事 佐藤 由布紀

○局 長

本総会は委員総数 13 名中 12 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 4 年第 5 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和4年第5回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件2件、その他案件3件、報告案件5件の合計10件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

8番 下村 耕 委員

10番 山本 麻紀代 委員を指名いたします。

○議 長 (第7条議題の宣言)

これより、議題に入ります。議第20号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第20号 農業経営基盤強化促進法

第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定を
することについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 20 号につきまして提案
理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 西村課長 (第 9 条議案の説明)

それでは、ただいま議題となりました議第 20 号につき
まして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進
法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求める
ものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の
要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業
経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてい
ると考えます。

以上で議第 20 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次の議題に入りますが、議第21号と議第22号は関連しておりますので一括審議といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第21号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて、および、議第22号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 21 号および議第 22 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 西村課長 (第 9 条議案の説明)

議第 21 号は農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)について農業委員会の決定をいただくことで、議第 22 号は農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について意見聴取をいただくものです。

まず、議第 21 号の「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画」です。この計画案は、一旦滋賀県農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金に貸し付けられるものです。

1 番

【議案書にもとづいて、概要を説明】

つづいて、議第 22 号の「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画」です。

農地中間管理事業の関する法律に基づき、農地中間管理

機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金が作成されました配分計画になります。

1 番・・・・・・・・。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 21 号および議第 22 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、まず議第 21 号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについての質疑でございますが、関連もございますので、議第 22 号の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取についても合わせまして、質疑、意見を伺います。

質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

集積計画の 3 番をはじめ数筆で、地目が「田」で内容が「野菜」となっていますが、「田」で「野菜」を作るのは珍しいと思うのですが、このような形ですと今後、この地域の農地の集積・集約化に影響しないのでしょうか。

○農政課 佐薙主事

質問のありました3番をはじめ13筆を一人の方が借り受けられますが、一部はまとまって連坦している農地がありますが、他は集約された形でなく点在しております。また、周囲の農業者や農業組合との話し合いがなされた計画となります。

○●番 ●● ●●委員

周囲が水稻の作付けで野菜を作付けされることになるので、集団防除や水の管理などに影響があるのでないかと心配するのですが、マッチング会議などではどのような話があったのでしょうか。

○農政課 佐薙主事

話し合いの中では、防除などの話はありませんでした。

○●番 ●● ●●委員

私もこの周辺を耕作していますが、話し合いの中では「周囲は水稻ですよ。水が漏れることもありますよ。」の意見があり、それに対し借り人の方は納得されていますので、問題はないと思います。また、借り人がやる気があるので何も申すこともなく、周囲の稲作の耕作者の方も「やってみてください。」との意見でした。

○議 長

マッチング会議での意見だったのですか。

○●番 ●● ●●委員

マッチング会議ではなく、振り分けの段階での意見でした。

○農政課 佐藤主事

JA を交えた振り分けの会議にて、周囲の耕作者や前耕作者に意見を聞いたところです。

○議 長

この借り人は、この地域で営農されているのですか。

○農政課 佐藤主事

この地域では耕作されていないのですが、JA に1ヘクタールの農地の借り受けを相談された中、担い手の借り受け人が決まらない農地があったので、紹介を受けられたのです。また、周囲が水稻の耕作であることは承知されています。

○●番 ●● ●●委員

この方は、ハウス栽培をされるのですか。

○●番 ●● ●●委員

すべて、露地野菜と聞いています。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」と叫ぶ者有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

まず、議第21号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。本件は、原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議長

続いて議第22号の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。本件の配分計画について、「意見なし」とすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦勞様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 （第7条議題の宣言）

次に、議第23号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第23号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第23号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は4ページ、位置図は1ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、1件でございます（位置図 P2）。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 612 平方メートルの田です。
譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番の〇 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳。譲受人は 守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇
〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄
に記載のとおりです。譲受人の経営面積は、55.5 アール、
通作距離は 0.7 キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の
全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施さ
れるため該当しません。

また、第 2 号の法人要件については、個人であるため適
用ありません。

第 3 号の信託要件についても該当せず、

第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であ
るため該当せず、

第 5 号の下限面積（50 アール）についても、面積要件を
満たしているため該当しません。

このことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませ
んので許可相当と考えます。

以上で、議第 23 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当である●●●●●●●●●●

委員から、確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

譲り渡し人の農業機械の老朽化等により農業経営の維持が困難になってきたこと、また、当該地が譲り受け人の耕作地と隣接していることやご家族で耕作されており農業機械も所有されており、問題ありません。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第24号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第24号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第24号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は5ページ、位置図は4ページからです。

これは、転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めます。

今月は4件でございます。

1番の案件です。(位置図 P5、6)

○○町 ○○ ○○○番○ 865平方メートルの田です。
譲渡人は、彦根市○○○町○○○番地○ ○○ ○○ さん
○○歳。譲受人は 大津市○○○○○番○号 ○○○

○株式会社 代表取締役 ○○ ○ さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は分譲住宅（3区画）です。備考欄に記載のとおり、○○町地区地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、街区中の宅地面積が40%を超えている区域であることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

2番の案件です。(位置図 P 7、8)

○○町 ○○ ○○○○番○ 9.88 平方メートルの登記地目は畑で、現況は宅地です。譲渡人は、守山市○○町○○○○番地の○ ○○ ○○ さん ○○歳。譲受人は守山市○○町○○○○番地の○ ○○ ○○ さん ○○歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は贈与。事由は宅地拡大です。なお、備考

欄に記載のとおり、申請者の先代の時代、概ね昭和 40 年代から無断転用され宅地として利用されていた是正案件であり、これについては顛末書を提出してもらっています。

立地基準の判断については、第 2 種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、住宅・公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項に該当しないため、許可相当と考えます。

3 番の案件です。(位置図 P 9、10)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,239 平方メートルの内
236.58 平方メートルの田で、譲渡人は 〇〇〇〇丁目〇〇
番〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

次に 〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,160 平方メートルの内
569.29 平方メートルの田で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇番
地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

次に 〇〇町 〇〇 〇〇〇番 961 平方メートルの内
549.42 平方メートルの田で、譲渡人は 〇〇〇〇丁目〇〇
番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

次に 〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,084 平方メートルの内
641.40 平方メートルの田で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇番

地 ○○ ○○ さん ○○歳。

次に ○○町 ○○ ○○○番 1,203 平方メートルの内 503.31 平方メートルの田で、譲渡人は ○○町○○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳。

次に ○○町 ○○○○ ○○○番 933 平方メートルの内 300 平方メートルの田で、譲渡人は ○○町○○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳。

合計 6 筆 2,800 平方メートルになります。

譲受人は、草津市○○○丁目○番○○号 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は賃貸借。事由は埋蔵文化財調査（本掘）です。

備考欄に記載のとおり、一時転用の案件で、○○○○○○○○地区計画区域内です。

立地基準の判断については、第 2 種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、団地規模がおおむね 10ha 未満であり、住宅・公共施設等が連たんしている区域に近接していることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項に該当しないため、許可相当と

考えます。

4番の案件です。(位置図 P11、12)

〇〇町 〇〇 〇番〇 790 平方メートル、同じく〇〇町 〇〇 〇番〇 287 平方メートルの2筆の田で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

次に、〇〇町 〇〇 〇番〇 274 平方メートル、同じく〇〇町 〇〇 〇番〇 135 平方メートル、〇〇町 〇〇 〇番〇 409 平方メートル、〇〇町 〇〇 〇番〇〇 214 平方メートル の4筆の田で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇 〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

次に〇〇町 〇〇 〇番〇 1,074 平方メートル、同じく、〇〇町 〇〇 〇番〇 604 平方メートルの2筆の田で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

次に〇〇町 〇〇 〇番〇〇 324 平方メートルの田で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

次に〇〇町 〇〇 〇番〇〇 300 平方メートルの畑で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇

歳です。なお当該土地については、遊休農地であり、これについては顛末書を提出してもらっておりますが、今回の転用の申請案件となっております。

合計 10 筆 4,411 平方メートルになります。

譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は駐車場・資材置場です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業同意案件に該当します。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、おおむね500メートル以内に公共施設(〇〇会館)があることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第24号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

隣地との間に水路がありますが、この水路に隣接する農地の所有者にも同意を得ておられます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長 長

続いて、2番の案件を●● ●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

申請人のそれぞれの先代で境界の位置について対立があったことから、無断転用の状況が続いておりましたが、この度、境界の確定がなされたことから、無断転用の是正の申請されたもので、隣地には悪影響はなく、問題はないものと思います。

ご審議、よろしく申し上げます。

○議長 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

地区計画内で○○○○の開発が計画されているのですが、文化財が埋蔵されているので調査が行われるための一時転用になります。一部は工事車両等の駐車場になります。以上です。

○議長 長

続いて、4番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

譲り受け人の事業拡大により車両の増加があることから駐車場の確保になります。

南側に○○○の○○○施設、西側は資材置き場で北と西側は農地になっていますが、この周辺は遊休農地が多く、今回の申請地の一部も遊休農地になっているところですが、また、この当該地に隣接して用水のポンプがありますが、これは地元の農業組合がそのまま利用することで話がついたようです。

局長の説明のとおり、周囲の農地には影響がありませんので、よろしくご審議をお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○●番 ●● ●●委員

4番の周辺は遊休農地が多いところで、申請地の隣接に資材置き場もあるところですが、○○企業の事業拡大でもあることから、問題はないと思います。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

4番の出入り口への通路は、通学路になっているので工事中または車両の出入りの際には気を付けていただきたいですし、地元との協議をしてほしいと思います。

○●番 ●● ●●委員

自治会、周辺の土地所有者などの関係者に説明されました。また、私からも通学路があるので工事や車両の運行には十分注意してくださいとお願いしました。

○事務局

開発の担当課に通学路を担当する課と業者と話し合いされるよう、お願いしております。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 22 号から報告第 26 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 22 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

3 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 23 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

8 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 24 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の

報告について

5件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第25号 農地法第18条第6項の規定による賃貸
借解約通知について

9件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第26号 農地変更届出について

3件の届出です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議長

ご苦劳様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 4 時 35 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 4 年 5 月 18 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

8 番 下村 耕 委員

10 番 山本 麻紀代 委員